

②議員報酬削減について

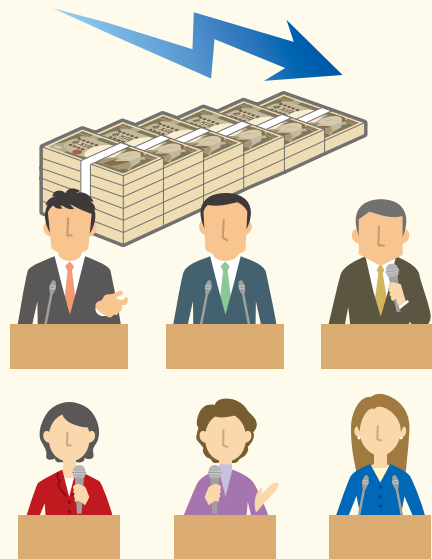
平成30年6月議会で「議員報酬10%削減の議員提案（3名から）がなされたが、否決された。提案者は上谷議員、小原議員、他である。

本市は今後、益々財政状況が厳しくなるので、議員が率先垂範してその報酬を削減するものであったが、上記3名以外の議員の反対により、この提案は否決された。

本市の議員報酬は府内では下から2番目位であり、府内では高くはないが、他県の市議と比較すれば高い方である。議員が率先垂範することによって、職員給与と水準も議論されれば良いが、或る政党の議員からは反対理由として職員の給与削減に繋がる恐れもありと反対され、否決された。

明治憲法下において、明治21年の市制・町村制とともに原則として無給であった。昭和21年の改正により、公民および名誉職の廃止、女性を含む普通選挙の実施、全ての地方公共団体の首長の公選制、都道府県の完全自治体化、直接請求等の直接民主主義的な制度が採用され、翌年に現行の地方自治法が制定され

た時に、「普通地方公共団体は、その議会の議員に対して、報酬を支給しなければならぬ」と定められた。この結果、小さな地方自治体でも議員としての報酬を支給しなければならなくなっている。議員報酬の客観的な基準はない。議員は、専念義務を持たず、生活費の考慮を払う必要が無い筈である。



学者の間にも諸説あるが、日大の甲斐教授によると、議員の本質は、民主体制の下において地方住民から選ばれた「議員」であり、観念的、心理的には「名誉職」であるべきであり、自治体の事務も複雑多様化しつつあることから、単なる手当として割り切れない面があるが、常勤一般職公務員に匹敵する額の議員報酬が常態化している現状は異常という他はない、とのことである。

③近畿大学及び附属病院の移転問題について

【結論】近畿大学附属病院の現在の移転計画案の白紙撤回を求めらる。

【理由】この2次医療圏越えは、現存の関係法規に照らして、不可避性が認められない。

近畿大学医学部並びに附属病院の泉ヶ丘地区への移転は医療法の諸規定により認められない。現在、近大や堺市がミニコミ誌などで発表している現在の計画は正式には何も認められていない「砂上の楼閣」である。正式には、両医療圏医療懇話会で審議され、大阪府の審議会で審議された後に、厚労省と協議に入る手続きである。

非公式の情報によると、大阪府の所管部は平成30年8月末日までに現在地並びに南河内医療圏内での建て替えは不可能であることを証明できる文書の提出を近畿大学に求めていた。

★昨年10月にかねてから約束の「医学部並びに附属病院の移転」に関連して本市へ300床の分院を残すとの約束を「反